

(介護予防)福祉用具貸与/販売 運営指導 事前提出資料

事業者名(法人名) :

事業者(法人)代表者職・氏名 :

事業所名 :

(住所) :

担当者職・氏名 : (連絡先 TEL)

指導年月日 : 年 月 日

- (提出資料)
- ① 自己点検表
 - ② 勤務実績表
 - ③ 自己点検表(加算等)
 - ④ 状況報告書
 - ⑤ 組織図 (職・氏名が入っているもの)
 - ⑥ サービス契約書、重要事項説明書

自己点検表(福祉用具貸与/販売・介護予防福祉用具貸与/販売)

事業所名称		点検年月日	
記入者職氏名			

○各項目【 】のないものはすべて確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックしてください。
 ○点検項目の【貸与】【販売】とあるものは、それぞれ該当しているサービスのみ点検して記載してください。
 ○「確認項目」の欄については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」を根拠としています。
 ※根拠条文は、基準は「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、条例は「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の基準に関する条例」を指します。

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
I 人員基準						
1 福祉用具専門相談員の員数	・福祉用具専門相談員の員数は適切ですか ・必要な資格は有していますか	(1) 福祉用具専門相談員を、常勤換算方法で、2以上配置している → 下記の数値を記載してください。 ① 全福祉用具専門相談員の1ヶ月間の勤務時間数の総合計 (時間) ② 常勤職員(1人当たり)の1ヶ月の通常勤務すべき時間数 (時間) ③ ①÷②の値(小数点以下第2位切り捨て) () ※ 確認事項 I-1-(1) でいう「1ヶ月」とは、4週(1日～28日)のことを指す ※ 福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受け、同一事業所で一体的に運営される場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもってすべての人員基準を満たすものとみなす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第250、267条 条例第239、256条	注) 常勤とは、当該事業所における勤務時間(指定福祉用具貸与以外の勤務時間を含む。)が就業規則等で定められている常勤者が勤務すべき時間数(週に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)に達していることをいうものであること。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合、週30時間以上で常勤とする。(常勤換算でも1として取り扱う。)
		(2) 福祉用具専門相談員は、以下のいずれかの資格要件を満たしている ※福祉用具専門相談員になれる資格要件 ・保健師 ・看護師又は准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・義肢装具士 ・福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
II 設備基準						
3 設備及び備品等	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致していますか(目視) 使用目的に沿って使われていますか(目視) 	(1) 指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第252、269条 条例第241、258条	
		(2) 使用目的に沿って使われている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
III 運営基準						
4 内容及び手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ていますか 重要事項説明書の内容に不備等はないですか 	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第9条準用 条例第51条の2準用	
		※重要事項説明書に記載されているものにチェックを入れてください。				
		項目	記入欄			
		・運営規程の概要	<input type="checkbox"/>			
		・福祉用具専門相談員の勤務体制	<input type="checkbox"/>			
・事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>					
・苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>					
5 受給資格等の確認	被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認していますか	被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第12条準用 条例第51条の5準用	
6 心身の状況等の把握	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めていますか	サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第14条準用 条例第51条の7準用	
7 居宅介護支援事業者等との連携	・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めますか	サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第15条準用 条例第51条の8準用	
8 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供	・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスが提供されていますか	居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスを提供している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第17条準用 条例第51条の10準用	

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
9【貸与】サービスの提供の記録	・居宅(予防介護)サービス計画等にサービス提供日及び内容、終了日並びに種目及び品名、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されていますか ・サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されていますか	(1) 居宅(介護予防)サービス計画等にサービス提供日及び内容、終了日並びに種目及び品名、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第20条 条例第51条の13準用	
		(2) サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10【販売】サービスの提供の記録	サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、提供したサービスの内容、使用者の心身の状況その他必要な事項)が記録されているか	サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、提供したサービスの内容、使用者の心身の状況その他必要な事項)が記録されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第270条 条例第259条	
11【貸与】利用料等の受領	・利用者からの費用徴収は適切に行われていますか ・領収書を発行していますか	(1) 利用者からの費用徴収は適切に行われている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第253条 条例第242条	
		(2) 領収書を発行している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12【販売】保険給付の申請に必要となる書類等の交付	利用者からの販売費用の額の支払いを受けた場合は、当該指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書、当該指定福祉用具のパフレットその他の当該指定(介護予防)福祉用具の概要について記載した書面を利用者に対して交付していますか	利用者からの販売費用の額の支払いを受けた場合は、当該指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所の名称、販売した特定(介護予防)福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書、当該指定(介護予防)福祉用具のパフレットその他の当該指定(介護予防)福祉用具の概要について記載した書面を利用者に対して交付している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第272条 条例第261条	

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
13 指定(介護予防)福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針	<p>・対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状態等を踏まえ提案を行っていますか</p> <p>・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていますか</p> <p>・身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしていますか</p> <p>・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか</p>	(1) 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状態等を踏まえ提案を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第255、273条 条例第251、264条	
		(2) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(3) 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(4) 身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
14【貸与】(介護予防)福祉用具貸与計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえていますか ・指定(介護予防)福祉用具貸与の目標、当該目的を達成するための具体的サービスの内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載していますか ・(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況把握(モニタリング)を行う時期等を記載していますか ・(介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っています(対象福祉用具の場合は貸与後6月以内に1回以上) ・モニタリングの結果を記録し、居宅(介護予防)サービス計画を作成した指定(介護予防)居宅介護事業者等に報告していますか 	(1) 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第256条 条例第252条	
		(2) 指定(介護予防)福祉用具貸与の目標、当該目的を達成するための具体的サービスの内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(3) (介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況把握(モニタリング)を行う時期等を記載している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(4) (介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っている(対象福祉用具の場合は貸与後6月以内に1回以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(5) モニタリングの結果を記録し、居宅(介護予防)サービス計画を作成した指定居宅介護事業者等に報告している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(6) 居宅(介護予防)サービス計画に基づいて(介護予防)福祉用具貸与計画が立てられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅(介護予防)サービス計画に基づいて(介護予防)福祉用具貸与計画が立てられていますか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われていますか ・(介護予防)福祉用具貸与計画作成後、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか 	<p>(7) 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われている</p> <p>(8) (介護予防)福祉用具貸与計画作成後、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行っている</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15【販売】特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえていますか ・指定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載していますか ・居宅(介護予防)サービス計画に基づいて特定(介護予防)福祉用具販売計画が立てられていますか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われていますか ・対象福祉用具について、特定(介護予防)福祉用具販売計画作成後、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか 	<p>(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえている</p> <p>(2) 指定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載している</p> <p>(3) 居宅(介護予防)サービス計画に基づいて特定(介護予防)福祉用具販売計画が立てられている</p> <p>(4) 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われている</p> <p>(5) 対象福祉用具について、特定(介護予防)福祉用具販売計画作成後、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っている</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第274条 条例第266条	

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考		
			適	不適				
16 運営規程	<p>・運営における以下の重要事項について定めていますか</p> <p>1. 事業の目的及び運営の方針</p> <p>2. 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>3. 営業日及び営業時間</p> <p>4. 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>5. 通常の事業の実施地域</p> <p>6. 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>7. その他運営に関する</p>	以下の事項を運営規程に定めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第257条 条例第243条			
		※貴事業所の運営規程に記載されている項目にチェックを入れてください						
		項目	記入欄					
		・事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>					
		・従業者の職種、員数及び職務内容	<input type="checkbox"/>					
		・営業日及び営業時間	<input type="checkbox"/>					
		・指定(介護予防)福祉用具貸与(販売)の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>					
		・通常の事業の実施地域	<input type="checkbox"/>					
・虐待の防止のための措置に関する事項	<input type="checkbox"/>							
・その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>							
17 勤務体制の確保等	<p>・サービス提供は事業所の従業者によって行われていますか</p> <p>・性的言動、優越的な関係を背景として言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか</p>	(1) サービス提供は事業所の従業者によって行われている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第108条 準用 条例第55条の2 準用			
		(2) 職場におけるハラスメントの防止のため、必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		※実施しているものについて、チェックしてください						
		項目	記入欄					
		セクシュアルハラスメントの内容及びセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び従業者への周知・啓発	<input type="checkbox"/>					
		パワーハラスメントの内容及びパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び従業者への周知・啓発	<input type="checkbox"/>					
		・ハラスメントに関する相談等への対応のための窓口の設置、従業者への周知	<input type="checkbox"/>					
		上記方針等について、何に規定しているか記入してください。(例：就業規則、社内報等)						

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
18 業務継続計画の策定等	<p>・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じていますか</p> <p>・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に行っていますか</p> <p>・定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っていますか</p>	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている ※貴事業所の業務継続計画に記載されている項目にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第32条 条例第55条の2の2準用	
		○感染症に係る業務継続計画	記入欄			
		項目	記入欄			
		・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)	<input type="checkbox"/>			
		・初動対応	<input type="checkbox"/>			
		・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	<input type="checkbox"/>			
		○災害に係る業務継続計画	記入欄			
		項目	記入欄			
		・平時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)	<input type="checkbox"/>			
		・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)	<input type="checkbox"/>			
		・他施設及び地域との連携	<input type="checkbox"/>			
		(2) 福祉用具専門相談員に対して、業務継続計画を周知している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(3) 全ての福祉用具専門相談員に対して、業務継続計画に係る研修を定期的(年1回以上)に実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(4) 業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(5) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考	
			適	不適			
19 適切な研修の機会確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	・福祉用具専門相談員の資質向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか	福祉用具専門相談員の資質向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第258条 条例第244条		
20 衛生管理等	<p>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知をしていますか</p> <p>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をしていますか</p> <p>・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施</p>	(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知をしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第260条、33条準用 条例第246条		
		(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		※指針に記載されている項目について、チェックしてください					
		○平常時の対策					
		項目		記入欄			
		事業所内の衛生管理(環境の整備等)		<input type="checkbox"/>			
		ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)		<input type="checkbox"/>			
		○発生時の対応					
		項目		記入欄			
		発生状況の把握		<input type="checkbox"/>			
		感染拡大の防止		<input type="checkbox"/>			
		医療機関や保健所、市町村における事業所関係か等の関係機関との連携		<input type="checkbox"/>			
		行政等への報告等		<input type="checkbox"/>			
			(3) 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施している	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	(4) 感染症が発生した場合を想定した訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考
			適	不適		
21 掲示及び目録の備え付け		(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え付けて閲覧に供している ※掲示(備え付け)しているものにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第261条 条例第247条	
		項目	記入欄			
		・運営規程の概要	<input type="checkbox"/>			
		・苦情に対する措置の概要	<input type="checkbox"/>			
		・その他重要事項	<input type="checkbox"/>			
		(2) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。【令和7年度から義務化】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(3) 利用者の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22 秘密保持等	・個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ていますか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約していますか	(1) 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第35条準用 条例第55条の5準用	
		(2) 退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
23 広告	・広告は虚偽又は誇大になっていませんか	広告は虚偽又は誇大となっていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第36条準用 条例第55条の6準用	
24 苦情処理	・苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じていますか ・苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管していますか	(1) 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第38条準用 条例第55条の8準用	
		(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録、保管している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認項目	確認事項	点検結果		根拠条文	備考	
			適	不適			
25 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者に連絡していますか ・事故状況、事故に際して採った処置が記録されていますか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っていますか 	(1) 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者に連絡している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第40条準用 条例第55条の10準用		
		(2) 事故状況、事故に際して採った処置が記録されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		(3) 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
26 虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の福祉用具専門相談員への周知をしていますか ・虐待の防止のための指針の整備をしていますか ・虐待の防止のための研修の定期開催をしていますか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか 	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門 相談員に周知徹底を図っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第40条の2準用 条例第55条の10の2準用		
		(2) 虐待の防止のための指針の整備をしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		※指針に記載されている項目について、チェック してください					
		項目		記入欄			
		虐待の防止に関する基本的考え方		<input type="checkbox"/>			
		虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する 事項		<input type="checkbox"/>			
		虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		<input type="checkbox"/>			
		虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本事項		<input type="checkbox"/>			
		虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事 項		<input type="checkbox"/>			
		成年後見制度の利用支援に関する事項		<input type="checkbox"/>			
		虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		<input type="checkbox"/>			
		利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		<input type="checkbox"/>			
		その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>			
(3) 福祉用具専門員に対し、虐待の防止のための研修を 定期的(年1回以上+新規採用時)に開催をしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いて いる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

記入例

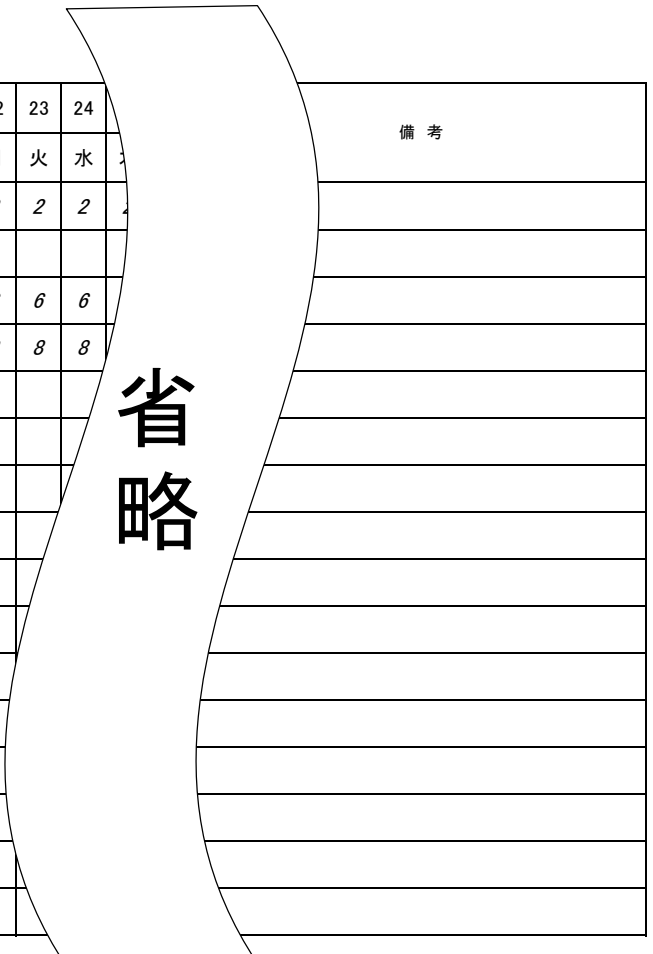
勤務実績表

記入例

事業所名	〇〇福祉用具事業所	
サービスの種類	(介護予防)福祉用具貸与	
当該事業所における常勤の従業者(1人当たり)が1週間に勤務すべき時間数	40	時間

(年 月分 **基準上規定されている職種の全職員について記載すること**

職種	勤務形態	氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																								備考	
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		水
管理者	B	●田●男	2	2	2	2	2	×	×	2	2	2	2	2	×	×	×	2	2	2	2	2	×	2	2	2		
			兼務の職種別に勤務時間を区分して、職種別に表記すること																									
福祉用具専門相談員	B	●田●男	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	×	6	6	6	6	6	×	6	6	6		
福祉用具専門相談員	B	◇川◇花	8	8	8	8	8	×	×	有休	有休	8	8	8	×	8	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8		
福祉用具専門相談員	B	○富○恵	8	8	×	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	×	8	8	8	8					
福祉用具専門相談員	D	▲下▲子	6	6	6	6	×	×	6	6	×	×	6	6	×	×	6	6	6	×	6	×	6					
			販売事業を併せて行っている場合、貸与と販売は別事業所と扱うので、貸与事業所と販売事業所のどちらも従事する場合は、常勤従事者の場合「B」となります。(非常勤の場合は「D」)																									



注1: 「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
 注2: 勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例:有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)
 注3: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。
 注4: 既存の勤務を管理した表が勤務実績表の項目を満たすものであれば、その添付により代えることができる。

自己点検表(加算等)

点検項目	点検事項	点検結果	備考
福祉用具貸与			
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間部地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業所規模要件(1月当たり実利用者数が15人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算 【令和9年3月31日まで経過措置】	1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 虐待の防止のための指針を整備していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	前記1から3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない。	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
介護予防福祉用具貸与			
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間部地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業所規模要件(1月当たり実利用者数が5人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算 【令和9年3月31日まで経過措置】	1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 虐待の防止のための指針を整備していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	前記1から3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない。	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合	<input type="checkbox"/> 該当	